

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に當り
たるとは、その翌日)

目次

◇告示 土地改良事業計画の適否の決定(三件)

土地改良事業の認可

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

開発行為に関する工事の完了

建築基準法による道路の位置の指定

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

鳥取県知事選挙における候補者の収支報告書の要旨

告示

鳥取県告示第四百八十五号

昭和四十九年四月十六日付けで細川土地改良区から申請のあつた土地改良(細川地区農道整備)事業については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年五月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年六月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美郡福部村細川六六三の五

細川土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百八十六号

昭和四十九年五月十日付けで羽合土地改良区から申請のあつた土地改良(羽合地区農業用排水)事業については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年五月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年六月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯郡羽合町大字長瀬一九五四―一

羽合土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百八十七号

昭和四十八年十月九日付けで気高町から申請のあつた土地改良(夏ヶ谷地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年五月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年六月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

気高町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百八十八号

溝口町から申請のあつた町営土地改良(宮原地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年五月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年五月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百八十九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第十条第一項の規定に基づき、倉吉市東鴨土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年五月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

共栄土地

二 事業施行期間

変更前	昭和四十八年十一月十六日から昭和四十九年五月三十一日まで
変更後	昭和四十八年十一月十六日から昭和四十九年七月三十一日まで

三 施行地区

倉吉市東鴨字城の腰、字東畑、字前奥津以及び字中奥津以の各一部

四 土地区画整理事業の名称

倉吉市東鴨土地区画整理事業

五 事務所の所在地

倉吉市堺町二丁目九五六番地

六 施行認可の年月日

昭和四十八年十一月十三日

七 変更認可の年月日

昭和四十九年五月二十九日

鳥取県告示第四百九十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年五月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十八年九月六日 鳥取県指令受米土総第九百五十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西福原字堀川尻戊

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市下石井二丁目十番二号

日本専売公社岡山地方局

局長 水谷嘉隆

鳥取県告示第四百九十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十九年五月三十一日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十九年五月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市東町一丁目 三一九番地 鳥取県住宅供給公社 理事長 平林鴻三	鳥取市吉成字東土崎五四九の一部、 字財ノ木五七四・五七五・ 六〇二・六〇三・六〇四・六〇 五の一部、五七四地先農道、五 四地先水路、六〇五地先水路	幅員 六・〇メートル 延長 二三四・四メートル

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十六号

昭和四十九年第十回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十九年五月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 一 日時 昭和四十九年六月八日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地
- 三 議題 参議院議員通常選挙について

鳥取県選挙管理委員会告示第五十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項第二号の規定により提出された昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県知事選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和四十九年五月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨（第2回分）

- 1 選挙の種類 昭和49年3月24日執行 鳥取県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（決定選挙運動費用額） 3,710,500円
- 3 報告書の要旨

候補者名	りもと吉郎	所属	無所属	期間	4月5日から 5月18日まで 第2回分
出納責任者	後藤 美恵子				

収入

支出

家賃費 24,500円

通信費 76,498円

今回計	—	今回計	100,998
前回計	3,052,500円	前回計	1,71,490
総計	3,052,500	総計	1,972,488

報告書受理年月日	昭和49年5月13日	第2回分
----------	------------	------